

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 2 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 2 年 9 月 14 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 12 月 1 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

（国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業）

①～④ 略

⑤ 愛宕地区外国人中長期滞在施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した
国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区愛宕 1 丁目 1 番、2 番、3 番の一部、4 番、
虎ノ門 3 丁目 9 番の一部

c) 当該事業の実施期間

平成 29 年 4 月着工、令和 3 年 1 月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

高度外国人材を対象とした中長期滞在施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号ロ（9）

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円滑な滞
在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担
い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組み
と位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社（東京都港区）

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（既に計画に記載されている事業の変更に係るものを含む）

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 （国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業）</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ <u>愛宕地区外国人中長期滞在施設取得・運営事業</u></p> <p><u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u></p> <p><u>i) 特別償却・投資税額控除</u></p> <p><u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u></p> <p><u>a) 当該事業の概要</u> <u>国際的なビジネス交流拠点の形成に資する多様な滞在ニーズに対応した国際水準の居住機能、高水準の生活支援機能を整備する。</u></p> <p><u>b) 当該事業が行われる区域</u> <u>東京都港区愛宕1丁目1番、2番、3番の一部、4番、 虎ノ門3丁目9番の一部</u></p> <p><u>c) 当該事業の実施期間</u> <u>平成29年4月着工、令和3年1月竣工</u></p> <p><u>d) 当該事業により取得等される設備等の概要</u> <u>高度外国人材を対象とした中長期滞在施設</u></p> <p><u>ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ（9）</u></p> <p><u>エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u> <u>本事業による中長期滞在施設の整備及び高度外国人材の日本での円</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 （国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業）</p> <p>①～④ 略</p>

滑な滞在を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社（東京都港区）